

## 別紙 3

### 音声機能障害者発声訓練、指導者養成事業

#### 1 事業内容

疾病等により喉頭を摘出し音声機能を喪失した者に対し発声訓練を行い、また、この発声訓練に携わる指導者を養成する事業

#### 2 実施方法等

##### (1) 発声訓練

###### a 対象者

疾病等により喉頭を摘出した音声機能障害者であって、発声能力の回復が見込まれる者

###### b 訓練内容

講習会等の方法により、概ね次の内容について日常生活における会話を可能とする程度を目的として行う。

###### (a) 食道発声訓練

###### (b) 人工喉頭（笛式又は電動式）による発声訓練

###### c 留意事項

実施主体は、この事業の対象となる喉頭摘出者のほとんどが中高年層であるので、社会参加への意欲を失わないよう対象者の早期把握に努めるとともに、発声訓練の期間もいたずらに長期にわたることなく、短期間に実効を上げ得るよう努めること。

また、この事業の講習は、極めて専門的な内容と方法を必要とするものであることから、講師は、専門の医師、発声訓練指導法を修得した者等から選定すること。

##### (2) 発声訓練指導者養成

###### a 対象者

音声機能障害者の発声訓練指導に理解と熱意を有する者

###### b 養成内容

講習会等の方法により、概ね次の内容について行う。

- (a) 発声法の理論及び指導実習
  - (b) 喉頭摘出者の健康管理
  - (c) その他発声訓練指導に必要な事項
- c 留意事項

実施主体は、この事業の対象者を喉頭摘出者団体等が行う発声訓練指導養成の事業に参加させることにより、この事業の実施に代えることができる。